

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

報告の件

議長（滝内久生君） ここで、報告の件があります。

12月16日、要望書1件を受理いたしました。

「住民投票を実現させるみんなの会」小林弘次氏から提出のありました「総務文教委員長 中村議員の下田市条例制定請求署名活動に関する行動についての請願」の審査について「のお願い」の写しを議席配付してありますので、御覧ください。

続いて、報告の件がありますので、局長補佐をして朗読いたさせます。

局長補佐兼庶務兼議事係長（長谷川 薫君） 朗読いたします。

令和4年12月19日 下田市議会議長 滝内久生様。

発議者 下田市議会議員 沢登英信、同じく佐々木清和。

議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。発言を許可します。

6番（佐々木清和君） 下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止決議を求める動議を申し上げたいと思います。

決議案

現在、松木市長が進められている庁舎移転計画は、旧稲生沢中学を庁舎として改修し隣接するグラウンドに3階建ての新庁舎を建設するというものです。

既に旧稲生沢中学の校舎の改修のための設計業務は発注され、新築庁舎の設計業務についてもプロポーザルが実施され、9,000万円近い実施設計予算が執行されようとしています。この計画は平成29年に制定された庁舎の位置条例に違反した違法な計画です。位置条例に違

反する事務事業に公費の支出をすることは違法な支出となります。

以上の理由により、下田市議会は、松木市長が進めている庁舎移転計画の中止と公金の支出の差し止めを決議するものであります。

以上。

議長（滝内久生君） ただいまの佐々木議員の動議に対し、賛成の方はいますか。

〔挙手あり〕

議長（滝内久生君） ただいまから議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午前10時3分休憩

午前10時48分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

本日、下田市議会会議規則第14条の規定に基づき、6番 佐々木清和君より、発議第7号 下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止決議が提出されました。

この際、発議第7号を日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

お諮りいたします。

発議第7号を日程第3 発議第6号の次に追加し、ただいま配付いたしました議事日程のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第7号は、ただいま配付いたしました議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

ここで休憩したいと思います。

11時5分まで休憩します。

午前10時49分休憩

午前11時5分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程により、過日、それぞれの常任委員会に付託いたしました議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について、議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号 下田市企業版ふるさと納税基金条例の制定について、議第74号 下田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第76号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第10号）、議第79号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第80号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第81号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第82号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第83号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）

以上、18件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） まず、産業厚生委員長 江田邦明君の報告を求めます。

1番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

産業厚生委員長（江田邦明君） 産業厚生委員会審査報告

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

議案の名称

- 1) 議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について
- 2) 議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について
- 3) 議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第10号) 本委員会付託事項
- 4) 議第80号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 5) 議第81号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 6) 議第82号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)
- 7) 議第83号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算(第3号)

審査の経過

12月13日、14日の2日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より佐々木観光交流課長、鈴木環境対策課長、斎藤市民保健課長、佐藤税務課長、長谷川産業振興課長、平井建設課長、土屋上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行いました。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりでございます。

決定及びその理由

- 1) 議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定について
「決定」全会一致で原案可決、「理由」適正な指定であると認めた。
- 2) 議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置について
「決定」賛成多数により原案可決、「理由」やむを得ないものと認めた。
- 3) 議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第10号) 本委員会付託事項
「決定」賛成多数により原案可決、「理由」やむを得ない補正予算であると認めた。
- 4) 議第80号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な補正予算であると認めた。
- 5) 議第81号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な補正予算であると認めた。
- 6) 議第82号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)
「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な補正予算であると認めた。
- 7) 議第83号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算(第3号)
「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な補正予算であると認めた。

なお、各委員の質疑等の発言は、会議録記載のとおりでございますが、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についての審査の経過の中での質疑、また意見等の要旨を報告させ

ていただきます。

質疑、意見の中では、反対意見として、南伊豆町が否決で、組合設立の要件が整っていない決議について、議決してもできないことを審査することは間違いである。

令和5年4月1日が施行日で、環境アセスはまだ終わっていない。検討事項があった場合は全て出戻りになる。人口減への対応の検討がない規約などといった反対、否定的な意見もございましたが、後ほどの少数意見報告の中で確認をいただければと思います。

また、肯定的な意見としましては、一部事務組合の設立は他自治体と協議を進めるための第一歩であり、設立は必要である。

建物の老朽化で今の施設は更新が必要であり、上水道、下水道などと同じ必要な社会インフラであり、それ以上のものである。

社会的な事情を考慮すると、一部事務組合の設立は必要である。

人口減少の中、ごみの広域化に限らず、賀茂地域は協力して事業を進める必要がある。

また、ごみの減量化については、本委員会としても政策提言をしており、下田市が率先して一部事務組合の事業に反映させていく必要がある。

また、一部事務組合の設立には肯定的なものの、附則にある施行期日について疑問があるといった意見もございました。

場所の決定については、当該施設が所在する予定の下田市及び下田市議会の専決事項であり、その場所が環境アセス手続が終了する前に、現在、下田市が主体で進めている事業また場所の決議が一部事務組合に移行することは、執行部及び市長の発言と大きな矛盾がある。

生活環境影響調査が終了し、場所の決定が正式に決まったときに一部事務組合に移行すべきであるといった内容の質疑及び討論がございましたので、併せて報告させていただきます。
議長（滝内久生君） 産業厚生委員長、自席へお戻りください。

次に、議第67号については、沢登英信君から、会議規則第105条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されております。

少数意見者の報告を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 少数意見の報告をさせていただきます。

産業厚生委員会委員の提出者 沢登英信でございます。賛成者 佐々木清和。

令和4年12月14日の産業厚生委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則

第105条第2項の規定により報告をいたします。

議案番号

議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についてであります。

先ほど江田委員長のほうから報告をいただきまして、反対理由も含めて御報告いただきましてありがとうございます。重なる点があるかと思いますが、報告をさせていただきます。

まず第1に、議第67号は、11月30日、南伊豆町議会で否決をされている案件であります。下田市議会が可決しても実施ができないものであることは明らかであります。実施できないものを議会が当局に対して実施せよということは、まさに矛盾であり、瑕疵ある議案であることをまず言わざるを得ないと思うわけであります。

しかも、これは、地方自治法第284条に基づき、静岡県知事に届出をして許可を得なければならない課題であります。この許可の条件にも合っていない議決をしようという議会そのものを議論を否定をするような議案となっているわけであります。したがって、これは当局は撤回するか、議会としては、当然、否決をしなければならない議案であることはまず第一に明らかであろうかと思うわけであります。

さらに、各この規約の条文を見てまいりますと、第3条 組合の共同処理する事務の内容が明確にされていないと思うわけであります。

ここに書いてありますのは、エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設）、ミニマテリアルリサイクル推進施設、資源化施設。この2つの施設を共同処理するんだと、こう言っているわけですが、今、58トンの炉をつくらうというこの焼却施設はエネルギー回収施設ではございません。現在と同じ焼却施設でしかないわけであります。電気を発電するとか、温水をつくってプールに引くとか、そういう計画は58トンでは成し得ないということは技術的に業者が明らかにしているところであります。にもかかわらず、あたかもエネルギー回収型の施設であるかのごとく表現をしている。何ら現在の56トンの炉が58トンに新築されてなる、これだけのことでしかないわけであります。

さらに、今日、SDGsとか循環型社会をつくらうという法律も制定がされている中で、マテリアル施設、資源化施設をどうするのかということ、11年から稼働ということと17億3,300万円の予算措置が必要だというだけであって、具体的に何をどうするのか、こういうことが議論されていない中で、この3条を定め、全てをできもしないであろうこの1市3町の事務組合に任せるということは、これまた下田市議会の審議権を実質的に放棄をする、こういうことにならざるを得ないと思うわけであります。

さらに、共同する事務につきましては、今どのように民間委託するんだという、こういう調査をして、たしか660万円です、かけて調査を本年度しているところであろうと思います。この調査結果も明らかにされてまいっておりません。ごみ減量化計画との検討さえもされていないということが言えるのではないのでしょうか。

南伊豆地域広域清掃組合、循環型社会形成推進計画を令和3年12月14日に作成をしております。下田市の現在の1人頭の排出量は1,150グラムである、これが10年後の令和11年度には1,069グラムにするんだ、その差は81グラムです。年間に8.1グラムしか排出量を少なくしないんだ。ポケットティッシュ、1つ2グラムとしますと、手でつかんだ、4枚、4袋程度しか1年間に排出量を少なくしないんだと、こんな計画がまさに計画と言えるのでしょうか。計画ではない、私はこう思うわけです。

資源化率も令和2年15.3%、令和11年には19.9%にするという計画となっているわけであります。現在、全国平均の資源化率は20%です。現在、全国平均の20%を10年先にやっと到達させるというような計画、これまた計画と言えないものである、こう言えるのではないのでしょうか。

先ほど言いました1人当たり排出量につきましても、令和2年の全国平均は901グラムです。静岡県平均1人1日当たりの排出量は833グラムであります。県や国の基準から照らしましても、まさに循環型社会形成推進計画、名称はつけておりますけども、推進計画ではない、焼却炉建設計画でしかない、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

次に、第5条でございますが、議会の組織等について、一部事務組合のよい点、悪い点が明確にされていない、議論もされていないというのが実態ではないのでしょうか。

日本環境影響センターが作りました討議資料等あるいは基本構想等には記載がありますが、その記載に基づいて議論をしたかといえ、全くしていない、市民にもきっちり知らせていないということが明らかではないのでしょうか。

一部事務組合のほかには委託形式やいわゆる共同処理方式があろうかと思いますが、それらの比較論さえしていないで一部事務組合設立をするんだ、これは1市3町の首長、市長、町長さん方が覚書ということで定め、それをそのまま上からこの規約に落とし込んでいる、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

さらに、各構成団体が退会をする、あるいは異議の申立てをする、そういう条文が全く含まれていないわけであります。

説明によれば、地方自治法の248条に退会の規定、申し入れて2年後に実行できる、こう

いう規定がある、これで済ませようとしているようですが、やはり規約の中に明確にしておくべき課題の一つではないかと思うわけであります。

さらに、現在、生活環境影響調査が進められており、その結果を来年、判断するとしているわけですが、先ほど江田委員長の報告にありましたように、この規約は令和5年4月1日から実施をする、場所も決まっていないこの計画が何でその前の4月1日から実施しなければならないのか。

そして、奇妙なことに、この附則の第2項 組合議員の選出その他この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる、遡って行うことができるというような規約が条文上、法令上、許されていいはずがないと私は思うわけであります。これでは何でもこいの条例だと、こう言わざるを得ないと思うわけであります。

しかも、この建設につきましては、多くの市民の皆さんが不安や反対の意見を表明している、こういう状況で、当議会がこの規約を可決するようなことがあれば、まさに議会の死滅といえますか、どうでもいい議会だ、こう評されるに違いないと私は思うわけであります。議員の皆さんの誇りと見解にのっとなって、この規約案は否決すべきものだとし上げたいと思うわけであります。

さらに、第12条、遡って恐縮ですが、経費の支弁方法につきまして、建設費は均等割40、人口割60、運営費は均等割20%、ごみの量の割合が80%だと、この規定につきましても、首長さんが決めてまいった内容を追認しているものではないかと思うわけですが、松崎町議会やそれぞれの西伊豆町議会におきましても、この規定が建設費40、60はどういうわけだ、まさに下田がつくりたいと言っているこの焼却炉も下田を利するために40、60の割合になっているのではないか、こういう批判が他の町の議会で見られるところがございます。本当の意味での1市3町のためになる計画か、こういうチェックをしていかなければならないと思うわけですが、それらのチェックもまさにされていない、こういう現状になっていようかと思うわけであります。

そして、さらに言えば、約100億からのお金をかけて58トンの炉とマテリアル施設をつくるんだ、こう言っているわけでありますが、国は、100トン以上の広域の炉をつくりなさい、300トン平均として最低でも日量100トン以上の焼却炉をつくりなさい、こう言っているわけですが、58トン、その半分強というような炉でしかない。

そういう状態の中で、もう一つの国が言っておりますのは、延命化をしたらどうだ、修理をして使ったらどうでしょうか、そういう方針も国として出しているわけであります。とこ

ろが、この延命化をする、修繕をして使うという方針については検討さえされていない、比較論もされていない、こういう現状ではないでしょうか。

ただ、検討資料におきましては、11ページ、表13で、下田市について言えば、新しい炉をつくるには、下田市は32億8,800万円出さなきゃならない、修繕なら18億6,250万円で済む、こういう資料が出されております。しかし、その資料を読み解いて議論をするということは全くされていないと思うわけであります。

例えば、千葉県館山市の例を紹介をいたしますと、1トン当たり3,023万円で100トンの炉を改修をしているわけでございます。約40年近く館山市でも炉を使ってきて、これを改修しよう、新築ではなくて改修でやろうということで、そこで、トン当たり、先ほど言いました3,023万円で実施をして、令和6年度に完成するということが報告をされているところです。大まかに1トン当たり3,100万円としましても、現在の下田市の58トンの炉は28トン炉が2つあるわけです。28トンで十分間に合うという状態で、さらに減量化を進めていけば、28トンでも多過ぎる、こういうことになってまいろうかと思えます。その計算をしますと、28トン炉で8億6,800万円あれば改修ができる。実例からこういう数字が割り出されてまいるわけであります。当局の資料でも18億6,250万円、新築すれば32億8,800万円だ、金額の面からいっても、そして、公害を出し続ける、SDGsや循環型社会をつくろうという、この市長が言うところの時代の流れにも反する事業を市長は進めようとしている。議会として、これにストップをかけることは最大の任務であろうと思えます。

以上で少数意見の報告とさせていただきます。

議長（滝内久生君） 少数意見者は自席にお戻りください。

産業厚生委員長、登壇願います。

1番 江田邦明君。

〔産業厚生委員長 江田邦明君登壇〕

議長（滝内久生君） それでは、産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ございますか。

5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） 先ほど委員長から報告がありまして、ちょっと私、疑問を感じたんですけども、どうも結論を、内容の説明の中で、結論を先にしているというような感じを受けております。ただ、問題として、私が思うのは、環境アセスメントが1年半から2年かかるという状況の中で、この時期尚早ということに対する意見というのは出たのでしょうか。

その辺、委員長、お願いします。

議長（滝内久生君） 産業厚生委員長。

産業厚生委員長（江田邦明君） 矢田部議員の御質問にお答えさせていただきます。

本委員会審査は、13日、14日の審査でございます。

所管する環境対策課の審査は初日の13日に行われました。同日につきましては、沢登委員より欠席したい旨の報告がございまして、13日の質疑の中では、時期尚早という発言はございませんでした。

しかしながら、14日の結審におけます各反対討論、賛成討論の中では、そういった反対討論の発言がございました。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。

5番（矢田部邦夫君） 非常に結論を先急ぎするような感じが見受けられます。といいますのは、やはりこれは、私が思うには、今の時期でなくても、もう少し先でもよかったのではないだろうかという考えを持っているんですね、私としては。やっぱり議会としてのチェック機能、そういったものが本当に果たされているのかどうかというのが、私はちょっと疑問を感じるんですけれども、その辺についての話と、もう一つは、SDGsの話、これは逆行しているよう思うんですけれども。先ほど沢登議員からの話もございましたけど、それに対する意見というのは出なかったでしょうか。

議長（滝内久生君） 産業厚生委員長。

産業厚生委員長（江田邦明君） 矢田部議員からの2つの質問についてお答えさせていただきます。

前段の質問でもございました結論を急ぎ過ぎではないか、もう少し先でもよいのではないかという御質問でございましたが、質疑及び討論の過程で、委員の中から継続審査を申し出た議員はございませんでした。参加した全ての議員が賛成または反対での委員会としての審査結果を求めておりましたので、今回のような委員会報告となっております。

SDGsの関係につきましては、本議第67号に賛成の立場の委員からの発言の中でも、炉の規模については今後決めていくということで精査していく必要がある。また、先ほど私の委員長報告からもさせていただきましたとおり、ごみの減量化については、本委員会としても政策提言をしており、下田市が率先してこの一部事務組合に参加する、関係する町のほうにも協力を求めていく必要があるのではないかとといった2つの発言がございました。

議長（滝内久生君） 5番 矢田部邦夫君。3回目です。

5番（矢田部邦夫君） ありがとうございます。やはり事業の事業費というのはかなり高額なものに、何億という形になりますので、もう少し細かい、先ほど指摘した時期尚早ということは非常に大きな問題になると思うんですね、私は。そういった意味で、もう少しきめ細かな打合せを私は希望します。

以上で終わります。

議長（滝内久生君） ほかにありませんか。

9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 産業厚生委員会のほうに御質問いたします。

広域ごみの件でございますが、先ほど少数意見として沢登議員から御説明いただきました。細部にわたって御説明いただいて、総意については、概して私の疑問に思っている部分と相当ダブる部分がございます。

そうした中で、大きく疑問となる二、三、お伺いいたします。

まず、構成団体そのものが南伊豆の議会否決を前に、現実を前に、これは法的にいいんだと、審議、そして、さらに議案の成立によって、議案内容に意図のあるものを実行するんだという部分で、議決に対して問題ないというその法的な根拠というのは何でしょうか。その辺が分かるようでしたら、委員会の中で問われてあるようでしたら、教えていただきたいと思います。

それから、基本的にその広域焼却場そのものの持つ機能性が国のほうでうたわれております。先ほども出ておりましたが、エネルギー回収施設という呼び方が昨今、環境省のほうも指示を出されているといたしますか、要請されているようです。それに伴って、それらを加味した中で交付金を出すと、こういう規制といたしますか、指導しているようでございますが、そうしますと、58トンというのは、当然ながら、先ほど説明がございましたように、発電エネルギーの機能は持ち得ません。これははっきり有識者レベルで言われております。今回の構想の中にも当然ながら出てきておりません。

それから、温熱の利用が最後残ると思いますが、これについてもどの程度のエネルギーといえる熱量を生産できるのかという部分が構想の中であまり示されていないという基本的な構造を持つ欠格性が疑問に思うんですが、この辺は審議としてどの程度なされていたのか、お知らせ願いたいと思います。

それから、先日の、例えば、松崎町の議会、西伊豆町の議会でも、一般質問等でも再度、

広域ごみについての質疑がなされておりました。それとは別個に松崎町の町長さんと一部、ごみに対する関心の強い、住民の方が対話をなさったということです、1時間半ほど。それを私も聞かせていただきました。ごく先日のことでございます。

その中で、1時間半ほど矢継ぎ早に、一般質問と違って規制等がございませんから、矢継ぎ早に質疑、それから回答がございました。会話に加わっていたのが、深澤町長、清掃センターのセンター所長、それから、以前のセンター所長であった総務課長、3名と某女性でございました。

最も出た質問の中で、松崎町はそのごみのリサイクルについてどうするのかという疑問が住民の方から出ておりました。西伊豆町はそうしたことを踏まえて、20名ほどの住民の団体が鹿児島県まで視察に行ったようです。ゼロ・ウェイスト、最先端を誇っております、80%、リサイクルをやっております施設でございますが、そうしたことを踏まえながら、ごみのリサイクル、減量はどうしますかという部分の対話を中心になって話し合われておりましたが、この計画の中で、リサイクル、いわゆる下田市の場合に照らしてみても、現在出されている構想計画の中では、将来的に19.9%、20%に達していない、現在の国平均にも達していない、目標がですね。同様に、松崎町、西伊豆町も20%平均を相当下回っている現状がございます。

これらについて住民も非常に危惧しておりまして、こういったもの、ごみの減量をしないでどうしてこういう大きなものが、新しいものを100億近い大規模な事業を展開するのかという疑問がぶつけられておりましたが、やはり残念ながら、私、前にも申し上げましたが、町長をはじめ担当者も的確に答えきれていないというのが実態であろうと思います。つまり新しいものをつくる、つくれば現状よりは効率がいいんだという、そういう机上の論といたしますか、それが繰り返されたに過ぎませんね。これは当然のことだろうと思います、こういう話し合いというのはね。

例えば、分かりやすいお話をしますと、車で言いますと、従来のガソリンエンジンからハイブリッド、それから電気自動車にすれば、効率性、新規ディーゼルの進展とともにエネルギー消費そのものが圧倒的に有利になるわけです。これと同じです。しかし、現在使っている私どもガソリン車はそこで廃棄しなければならない。こうして新しい電気自動車を買ってくださいと、まあ300万円、400万円するでしょうけれども。こういったお話と似た性質があるのだろうと思います。

よって、住民が疑問を持つのは、何で私たちが今使っているものを大事に使って、まだ延命のできる、あと5年、10年使える、延命化というものも環境省が指導しているように、か

なり実勢数字が改良費が安くでき上がる中で疑問に思いますという疑問を終始ぶつけておりますが、答えきれていないという疑問があったわけです。そういう構成実態、現状実態が下田市も含めて実態が、その調査をされてない中での新しい車、ハイブリッド、電気自動車を買おうと、400万円、500万円で買おうという結論に至った。その中でのそういった疑問というのは、委員会のほうではどの程度、議論がなされたのか、それもお答えいただきたいと思います。まず、その点から。

議長（滝内久生君） 産業厚生委員長。

産業厚生委員長（江田邦明君） 進士濱美議員の3つの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のこの議第67号の審査について、法的な根拠はあるかどうか、それに関する理由等の審議の経過ということで、本委員会の中では、審議することに対し委員会付託の内容ということで、そのまま審査をさせていただきました。しかしながら、少数意見の報告でもありましたとおり、一部の委員からは疑問の発言がございましたが、反対討論の中の発言でございましたので、このことについての議員間討議はございませんでした。

次に、エネルギー回収施設の規模等についてということで、この点については、本委員会の中では、委員からの発言はございませんでしたが、先ほどの1つ目の質問と同じく、一部の委員からは反対討論の中で同様の発言がございました。

次に、3点目の今あるものを使っていくべきでないかということであったり、広域ごみ処理計画に参加する1市3町のリサイクル率の現状等についてという御質問でございましたが、委員会の中では、直接、リサイクル率のことであったり、他3町の取組の状況についての質問及び意見はございませんでしたが、討論・採決の賛成討論の中でも一部の委員から発言がございましたとおり、ごみの減量化については、本委員会としても政策提言しているということで、この点については、やはり減量化については、本委員会としては全委員が同じ意識を持っていると考えております。

足りない部分がありましたら、すみません、質問お願いいたします。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。

9番（進士濱美君） 3点ですね、まず、逆になりますけど、リサイクルの件で、先ほど産業厚生委員会は、葉山町をはじめ近隣、逗子市と横須賀市ですか、ごみの減量についての先進事例として産業視察なさっておりますね。その中で、昨今の関東地区では、その先頭を走っている葉山町が、かつて22年から25年、26年でしたかね、ごく最近の5年間で、私、前に発言したことがあります、38%のごみの減量に成功したという発言をしたと思います。そ

れらを中心にごみをどうするかという部分、いわゆるどうするかでなくて、減量をしようという部分で葉山町への視察が行われたのではないだろうかと思った次第なんです、そうした兼ね合いというのはいかがしたものなのか、少し説明をいただきたいと思います。

しかも、委員会の中でリサイクル率等への検討がほとんどなされてないというお答えでしたけれども、これはどういうことなのか、視察をしながら検討がされてない、全くおかしな言動になるのだろうと思います。

エネルギー施設そのものの交付金との兼ね合いになるのだろうと思いますが、交付金交付の上限として、これらは各付加されております。やはりエネルギー回収に力を注いだ計画を策定すること自体は最低限やらざるを得ないと思いますが、それらの検討があまりなされていないということは、交付金の交付についての許認可についてはどういうふう考えているのか。交付金がノーというふうになった場合どうなるのか、そういう危惧があるんですが、その辺は再度お答え願いたいと思います。

法的についても、非常に私もちょっと今、相談をかけているところでございますが、こうなりますと、法的な解釈が必要になるだろうと思います。県のほうの受付窓口も当然、そういった加味した、斟酌した解釈を持っているのだろうと思うんですが、これから検討、問合わせをしていきたいと思います。

あるいは法的な専門家にも伺わなければなりませんけども、こうした手続を法的にのっとっている議会が、議案として、構成員として、いなくなって消滅した部分を我々が想定した中で、いずれは賛成に回るから、とりあえず採決だけという、そういったニュアンスであろうと思うんですが。地方のお祭りの会、寄り合いならいいんですけどもね、これ法律、法制度にのっとった私どもは活動をしているわけですから、法律をどういう解釈で委員会というのはいったのか。

ちょっと卑近な例をしますと、窃盗に入った者が見つかっておまわりさんに返したと、じゃあこれ釈放になるという、そういったレベルの話ではないんですか。もう少し法的な部分を私ども議員も委員会もきちっと応えていかなければ議会が成り立たなくなるだろうと思います。その辺の思いというのはいかがでしょうか。委員長、委員会で討議されていないのであれば、どういうふうに説明をするのか、もう一度、もうちょっと詳しくお話を聞えますか。

議長（滝内久生君） 産業厚生委員長。

産業厚生委員長（江田邦明君） 進士濱美議員から4点の質問をいただきました。それぞれ御回答させていただきたいと思いますが、個人的な委員長としての見解というよりは、本

委員会の中でこういった審査経過があったという内容で報告をさせていただきたいと思しますので、御了承いただきたいと思ます。

まず、産業厚生委員会で、閉会中の所管事務調査ということで、ごみ排出量の抑制ということで、今回、3市町、葉山町、横須賀市、茅ヶ崎市のほうに行政視察に行きましたが、ここでの提言については、閉会中の所管事務調査報告書ということで執行側に提言しております、本12月定例会開催中の産業厚生委員会の中では、そのことについての議論等はありませんでした。

同じく2点目の御質問の視察をしながら議論をしてないのはおかしいのではないかとということでございましたが、本委員会に付託された議案の内容として、そういった内容がございませんでしたので、本委員会の中では審議されてない状況でございます。

エネルギー回収施設の関連については、委員会の中ではそういった議論はございませんでしたが、委員の一部の中では、発言ができなかったり、これから規模が縮小していく中で熱回収ができないような状況になっても、この交付金があるのかどうかということは、個人的なお話としては聞いておりますが、本委員会の中では、その点についての議論、掘り下げでの議論はございませんでした。

4点目の法的な解釈ということで、私、また委員会としては、その点についての議論はございませんでしたが、動議に基づく本会議の中での議員皆さんの表決の中で、委員会に付託するといった議案を本委員会で審議したということで、おおむね本産業厚生委員会の委員の認識だと思われます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 9番 進士濱美君。3回目です。

9番（進士濱美君） 3回目ですから、簡単に結論を申し上げますが。

このいわゆる広域ごみ事業の推進について、委員会のほうでやはり今、伺ったところ、審議、検討、検証がほとんど重要な部分がなされていません。最も重要な部分が議論なされていない中で賛否が問われている、これは非常に危険であると思ます。

そう申し上げておきますけれども、それから、広域ごみのいわゆる行き着く先は、やはりごみを減らしながら有効に生活の資源を豊かに、有効にもったいない文化の中で使っていくというのが大前提にございますのでね。循環型社会形成推進計画、それぞれ市町持っておりますけれども、下田市もう少し計画という意味を出していきませんと、現状から人口の減る程度が計画、ごみの減量になっている部分と言われてもこれは仕方がないと。唯一南伊豆町

が23%を目標にしておりますけどもね、これは全国平均で当たり前の平均です。1市2町は20%にも現状にも到達しないものを計画として出していると、それに沿ったベースにした現在の広域化事業が進行しているわけです。これはどういう結果を将来的に生み出すかということ是非常に危険だと思えます。危惧します。

それで、先ほどお話ししたように、現状の首長さん、たまたまこれは松崎町さんでしたけども、答えきれていません、減量についてもね。例えば、一例として、そのお話の中で、減量化についてのお話があったのが、ごみの組成分の中で45%内外を占める紙類、これについてのリサイクルがほとんど賀茂ではなされていません。下田市も雑紙が昨年からはじめて、今年4月からリサイクルに乗っかってはきましたが、まだ年間4トン、5トンという本当にお飾り程度だろうと思えます。

その中で、松崎町のほうでは、一部住民が、まずできる、明日からでもできる、しかし、コストもかからない紙の減量をやったらいかがですかという投げかけに対して、富士市の会社でございましたが、担当者が見えまして、1回につき3トン以上であれば紙の回収に行きますと、3トンといえば、もうしれた量です。これ来ますから、ぜひやってくださいという話し合いがなされたようです、これは住民との話でございましたけども。しかし、それに対して、環境課の担当者が3トンの紙を置く場所がございませんという答えを出しております。これはどういうことなんですか。やらない理由を次々述べないでくださいと、早速、畳みかけられておりました。3トン何がしのごみの紙のストックができない、こういう姿勢で住民に対してごみ減量化のストックを中止をかけているという現状が一部自治体ではございます。それに似た数字しか下田市も持っていないと、これを見ますとね、実態数字が。こうした中で進むその広域化の一部事務組合の設置については非常に危惧いたします。

これ、最後、意見になってしまいますけども、申し上げて、私の質問を終わります。お答えは結構です。

議長（滝内久生君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生委員長は自席へお戻りください。

沢登英信君、登壇願います。

〔13番 沢登英信君登壇〕

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

次に、議第67号に対する少数意見者の報告に対し質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、議第67号についての少数意見者に対する質疑を終わります。

少数意見者は自席へお戻りください。

ここで、1時10分まで休憩します。

午後0時3分休憩

午後1時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、日程により、総務文教委員長 中村 敦君の報告を求めます。

2番 中村 敦君。

〔総務文教委員長 中村 敦君登壇〕

総務文教委員長（中村 敦君） 総務文教委員会審査報告書

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので、報告します。

1. 議案の名称

1) 議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

2) 議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

3) 議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

4) 議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

5) 議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

6) 議第73号 下田市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

7) 議第74号 下田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

8) 議第75号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

9) 議第76号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

10) 議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

11) 議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第10号) 本委員会付託事項

12) 議第79号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)

2. 審査の経過

12月13日、14日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より、須田総務課長、日吉財務課長、佐藤税務課長、平川生涯学習課長、佐々木防災安全課長、芹澤福祉事務所長、糸賀学校教育課長、鈴木企画課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

1) 議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例制定であると認めた。

2) 議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例制定であると認めた。

3) 議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例制定であると認めた。

4) 議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例改正であると認めた。

5) 議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例改正であると認めた。

6) 議第73号 下田市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例制定であると認めた。

7) 議第74号 下田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例改正であると認めた。

8) 議第75号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例改正であると認めた。

9) 議第76号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例制定であると認めた。

10) 議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な条例改正であると認めた。

11) 議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算(第10号) 本委員会付託事項 について

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な補正予算であると認めた。

12) 議第79号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第2号)

「決定」全会一致で原案可決、「理由」必要な補正予算であると認めた。

以上、報告とします。

議長(滝内久生君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

13番(沢登英信君) 議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねをいたします。

この本会議の中でも、公共用のこの財産につきましては、従来は他の地方公共団体、その他の公共団体以外には貸し付けてはいけなないと、こういう規定を今度はこの団体が公的な団体だけでない団体にも貸し付けることができると、こういう改正ですので、特にこの第4条の(3)地域活性化に資するものとして市長が特に必要があると認めるときという、こういう規定が新たに付け加えられてきているわけであります。

そういう状況からいきますと、地域活性化に資するというのは、具体的にどういうことなのか、これをきっちり吟味したかしないかということが問われると思いますし、この文書のままですと、市長が地域活性化に資すると判断をすれば、何でも全てこの貸し付けることができると、こういうことになってしまうので、これをやはりきっちりそうではない、不当なものは貸し付けてはだめだというその条項の歯止めがない、したがって、この条例は、もう一度、否決をして検討し直してもらうべきではないか、こういう意見を申し述べたと思うわけですが、これらの点がどのように審議がされたのか。そして、それが歯止めというのは、やはりこの条文そのものの中に、きっちり市長だけではなくて審議する機関がこの中に条例として定められているとか、そういうことが当然、私は必要だろうと思うわけです。市長に全ての権限を渡してしまうというようなこの文案は、やはり条例として公共用の財産、公的財産を無償あるいは貸付けあるいは減額貸付けという規定では、きっちりした注意を払う必要があるのではないのかと思うわけです。それらの条件も何らもつけずに、第77号は必

要な条例改正であると認める、こういう結論を出しているようですが、どういう議論がされたのでしょうか。

議長（滝内久生君） 総務文教委員長。

総務文教委員長（中村 敦君） まず、この条例の改正の必要性の部分なんですけれども、空き校舎、あるいは山の家、海の家、あるいは公民館であったり、いろいろな公有財産の活用を考えた中で、今後、それら全てを行政が企画し管理、運営していくと、行政だけでやっていくことは非常に現実的でないであろうと。やはりこれらを普通財産、行政財産を含め有効に幅広く貸すことによって、活用するべきであろうというところがスタートになっているかと思います。

市長が認めるものとありますけれども、これを既に導入している自治体においては、例えば、空き施設有効活用検討委員会という名称であったり、活用審査委員会であったりとか、そのような専門の委員会を設けて審査していると。下田市においても、これに類する委員会等を設置した中で審議しながら、適正であるかどうかということ審議しながら進めていくのだという説明を受け、納得をしたところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 全く説明になってない説明をいただいたような気がするんですね。大浦の船番所、ワーケーションの拠点施設、これは普通財産ではなくて行政財産ですよね。そこで、どんな経緯で貸付けが決定されましたか。市長の権限のもとにやられたのではないですか。審議員も何もなし、そして、活用というなら、無償で貸し付けているということではなくて、それは必要でないものであれば、市は今まで売却をするという、こういう手だてをとってきたと思うわけです。これは市の所有物でありながら無償で貸し付けるという、そういう条例になっているんです。それぞれの活性化の審議会で議論をしているから、市長の段階にきたら、ただそれをそのままOKすればいいんだと、これでは、いかにも乱暴な議論だろうと思うんです。そういうことがあるから、本会議で質問の中でそういう問題提起を私、したんです。それが受けとめられずに議論をされなかったという、そういうことなんじゃないですか。その歯止めというのは、そういう空き家対策等々あるからそれでいいんだと、こういうことになるのでしょうか。私はならないのではないかと思いますけれども。再度、どのような審議や、市長も、もし行き過ぎたような事例が出た場合に、それを食い止める手だてというのはあるのかなのか。この条例のままでは、私は全くないと、執行権が強くてそのまま

通っちゃうという、こういう条例になっていると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 総務文教委員長。

総務文教委員長（中村 敦君） 沢登議員のおっしゃるようなその懸念というものは、委員会の中でもやはり質問がございまして、ありました。つまり何らかの歯止めとかチェックが必要なのではないかという議論はありましたけれども、やはりそこは何らかの基準を設けた中でしっかり検討していくんだという答弁でございまして、それ以上の議論はございませんでした。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

13番（沢登英信君） これで終わりますが、4条の2も同様ですよ。行政財産の貸付けに関する準用ということで、前条の規定は行政財産を貸付け、また私権を設定する場合、私権を設定する場合まで想定をして、これも市長に委ねると、こういう文案になっているわけです。このそれぞれのそういう市長が誤ってそういうような独走をした場合にチェックする機能はほかにあるんだと、そういうことが当局からあったという、こういうお話だったかと思うんですが。しからば、それは具体的にどういうものなのかをお尋ねして終わりたいと思います。

議長（滝内久生君） 総務文教委員長。

総務文教委員長（中村 敦君） 最初の質問で話しましたけれども、そういった機関をこれから整備していくものだ。何しろ総務文教委員会としては、必要な条例改正であると、つまりそれは公有財産のこれからの有効利用を図る中で民間の力を活用すべきなんだと。例えば、企業がこの市の何か財産や建物を使って何かしたいと言ってきたときに、期間を決めるなりして安く貸し付けることも可能とするというようなことが妥当であろうということで、総務文教委員会としては進めるべき事業であるし、条例の改正であると認めたところです。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

次に、議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対して、沢登英信君及び佐々木清和君から、お手元に配付しました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） それでは、令和4年12月19日、下田市議会議長 滝内久生様 発議者 下田市議会議員 沢登英信、発議者 下田市議会議員 佐々木清和。

議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対する修正動議を提案させていただきます。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び下田市議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

資料、まず、1ページをお開きをいただきたいと思いますが、先ほどからの一部事務組合南伊豆地域広域ごみ処理計画にかかわります一部事務組合の設立についての規約案が既に出されているわけですが、11月30日に南伊豆町議会でこれが否決となっているわけでありまして、したがって、1市3町の広域ごみ処理計画を実施することができない、こういうことでございます。そして、下田市議会には組合規約案が出され、これがたとえ可決されましても一部事務組合の設立は不可能であります。ですから、実体性を持たないことが明らかだろうと思うわけでありまして。

松木市長が議会にこの議案を提案することは、もう議会に対する瑕疵ある議決を求めているということになりますので、そうしますと、この瑕疵ある議決とこの予算案が連動してまいるわけでありまして。

1ページの諸収入の補正額の40万2,000円を歳入するんだということでございます。しかし、この40万2,000円は、お手元のもう一つの説明資料のほうのをはぐっていただきました4ページを御覧をいただければいいと思うんですが。

4ページ、予算案のほうの19ページですが、修正案の4ページに右側に南伊豆広域ごみ処理事業市町負担金受入金が40万2,000円だと、南伊豆町が既に否決をしているこの団体に負担金を受けるということはやってはいけないこと、あり得ないことです。40万2,000円のうちの約14万何がしが南伊豆町からの負担金ということでございます。31万8,000円がまあ下田市が出すその負担金に対応する部分だと、こういう予算建てになっているわけですが、南伊豆町議会で執行してはいけないと、その一部事務組合をつくってはいけないというこういう決議がされている、可決がされているにもかかわらず、南伊豆町議会から、あるいは他町からも負担金をもらうんだと、これはやはり予算として執行してはいけない予算、上程してはいけない予算であることは明らかであろうと思うわけでありまして。

そして、歳出のほうは、説明資料のほうの6ページをお開きをいただきたいと思います。

右側に2405事業の広域ごみ処理施設整備事業、消耗品に6万円、複写使用料に6万円、そして、庁用備品に60万円だと、やってはいけない事業だという結論を南伊豆町は決定している。そして、この一部事務組合の存立の基礎がないという、こういう状態の中で、さらにこの施設の継続事業の推進のためにこの歳出をする、72万円の歳出をするということもこれは併せて執行してはならない、執行できない予算、こういうことになろうかと思います。したがって、それを削除していただく、修正をしていただく内容となっているものであります。

さらに、発議の2ページをお開きいただきますと、予算書の8ページに出ております、第2表 債務負担行為の補正、追加の一部を次のように改めるということで、南伊豆地域清掃施設組合財務会計システム導入業務委託料、令和4年度から令和5年度まで、事業予定額330万円の範囲内で、財務会計システム導入業務を委託する旨の契約を令和4年度において締結し、令和5年度において支払う、会計制度、この組織そのものが認められていないのにこの組織の会計制度を導入をするんだ、この債務負担行為も同様に認められないことは明らかだろうと思うんです。予算の執行上、進めてはならない予算だと、こういうことになりますので、ここの部分を削除をしていただく、こういう内容の修正動議でございます。

以上、説明を終了させていただきます。

議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

これより、修正案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、修正案に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。自席にお戻りください。

以上で、委員長報告と質疑、修正案の説明と質疑を終わります。

これより、各議案について、討論・採決を行います。

まず、議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第66号 下田市外ヶ岡交流拠点施設指定管理者の指定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第67号の南伊豆地域清掃組合の設置につきましては、当局にこれを撤回する動議を当議会も出してまいりましたが、これが動議が否決される、審議をするんだと、こういうことになったわけであります。

この内容から、るる申し上げてまいりましたことから考えまして、南伊豆町において参加をしないという決議が現在、規約の否決となっているわけですので、実施をし得ないこの議案になっております。実施できないものを実施しろというような議決をするとしましたら、これはまさに議会の意味がない、こういうことになるかと思うわけであります。

そして、その内容も趣旨検討されていなということは、先ほども申し述べさせていただいてきたところでございます。ぜひともこれは否決をして、当議会の名誉と審議の内容をきちりと市民に知っていただく、こういうことが必要ではなからうかと思うものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

10番 橋本智洋君。

〔10番 橋本智洋君登壇〕

10番（橋本智洋君） 沢登議員の御指名もございましたので、賛成討論とさせていただきます。

議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についての賛成の立場で発言させていただきます。

南伊豆町議会が12月定例会で本議題が否決されましたが、他の町の事情を気にするのではなく、まず、我が下田市としてどうなのか、この本質が求められます。

一部事務組合を設置することによる南伊豆町、松崎町、西伊豆町との協議をするためでございます。この協議のテーブルに乗せる、スタートさせる、そのためには一部事務組合の設

置は必要不可欠でございます。

現在、賀茂地域は一部事務組合という形で、メディカルセンター、そして消防、そして斎場、南豆衛生プラントと組合議会を設置しております。

我が下田市の出生が年に60人から80人、この人口減少が加速的に進んでおります。人口減少が著しい中、賀茂が一つとしてやっていかなければいけない、このような状況にございます。賀茂が一つで、その推進の役割を我が下田市がリーダーシップをとっていくべきだと考えております。

その時代背景の中、一自治体で清掃事務所を持てるか、清掃という事業にどれだけお金がかけられるのか。常に焼却炉は、耐久性、耐震性を考えると早急な対応が必要であります。上下水道、ごみ処理、この生活関係のハードは待たなしに修繕していかなければなりません。新しい炉の大きさは今後のごみ分別に影響してきます。我が産業厚生委員会は、先進地視察も行き、諸事情で行かれなかった委員も含め非常に影響を受け、ごみ分別、ごみ減量化を具体的に実行して打ち出しております。

補足として、南伊豆町議員は2名の議員がやむを得ず欠席をして否決されたという経緯がございます。再度、審議するために臨時議会を開催するとのことでございます。否決されたことは事実でございますが、現在の端的な理由にすぎません。しっかり情報を得て先を見越して判断することが議員の役割だと私は考えます。

以上をもって、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置についての条例の賛成討論とさせていただきます。

議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

9番 進士濱美君。

〔9番 進士濱美君登壇〕

9番（進士濱美君） 一部事務組合設置についての反対の立場より端的に申し上げます。

先ほど来より、一部事務組合についての疑義については、私も何度か質問させていただきました中で、やはり、まず、一部事務組合構成員としての南伊豆地域が南伊豆地区自治体が議会否決をされたという大前提がある中でのその条文の審議については、これはもう正当性がないという何よりも大きな理由がございます。これが1点ですね。

それから、それ以前に、事務組合の設立が今、差しかかっているわけなんです、何度も申し上げますように、やはりその準備会、いわゆる現状の把握、分析、それから、次の展開に向けて事務組合という想定がなされるという過程できているわけですね。しかし、事務組

合といえますのは、事務組合そのものの持つ目的を実行する組織体でございます。準備を検討する組織ではございません。よって、その準備ができていないということは、現状ではまだ準備段階にあると言わざるを得ません。

その一つが、先ほど申し上げましたように、各1市3町の自治体のごみの現況が当然ながら、担当者、そして、住民の中でも認識が欠けている、これは周知の問題もございしますが、その辺の業務の広がりを見せていない。よって、準備すらまともに整っていない。これが整った時点で一部事務組合の設立がいわゆる一斉に賛成という格好でスタートするわけです。本来ならこれが形です。そこに至っていないということで、大きく、簡単でございますけどもね、そういった意味で反対の討論とさせていただきます。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第67号 南伊豆地域清掃施設組合の設置については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

に御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第68号 下田市議会議員及び下田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第69号 下田市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第70号 下田市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付し

ます。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第71号 下田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第72号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第73号 下田市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第73号 下田市企業版ふるさと納税基金条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第74号 下田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第74号 下田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第75号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第75号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第76号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第76号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。

財産の交換、譲与、無償貸付につきましては、従来は、いわゆる公共的な団体、あるいは同じような自治体でなければ、この貸し付けてはならない、こういう規定になっていたものを、より広げていこう、民間でもいいんですよ、こういうことになってまいろうかと思いません。

審議の中で、今、中学校の廃校、あるいはやがて小学校の統合というような状態、公民館の廃止等々含めまして、公共用地や公有財産、あるいはそれを普通財産に切り替えると、こういうことが町が縮小していく中で起こらざるを得ない。こういうときに、法的なものであるので、制限されたものをより一層、民間活力の導入というようなことで広げていくんだと。しかし、このことは、当局の恣意的な運用ということを決して許してはならないと思うわけでありませう。

法の趣旨は従来から何ら変わっていない、この主張を広げようといったときに、地域活性化に資するものとしてと、こういう表現がされてありますが、地域活性化に資するというとはどういうことか、これの議論も明確にされていない。さらに、市長が特に必要があると

認めるものと、この条文も吟味がされていない。こういうことになれば、何でも市長が認める、地域活性化だ、こう言えば、貸付けができる、無償貸与ができる、あるいは貸付けの金額を引き下げることができる、こういうことになってしまうのだろうと思うわけでありませう。

それだけではなくて、前条の規定、4条の2項では、その行政財産を貸付け、又は私権を設定する場合についても準用する、こういうことになれば、既に貸し付けております大浦のワーケーションの拠点施設もこの規定に条文に係る、こういうことになろうと思うわけでありませう。こういう状態から見て、この議第77号は、これは再度検討し直していただく、そこら辺を明確にさせていただく。運用上もそういうことが必要であろうかと思うわけでありませう。

したがって、この議第77号に反対をし、否決し、再度、必要であれば、検討して議案を再提出をしていただく、こういう内容のものであると思うわけでありませう。しかも、この条例は来年の4月1日から施行したいということであれば、なおさら急いで当局に明確にさせていただく必要がある。審議の中でも、この疑問についてどのような歯止め、あるいは条文があるかの問いに対し、残念ながら、私の理解では、納得のいくチェックがされない答弁をいただいている、こういうことではないかと思ひますので、ぜひとも議員の皆さんの検討をお願いをしたいと思ひますのでございませう。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

3番 鈴木 孝君。

〔3番 鈴木 孝君登壇〕

3番（鈴木 孝君） 議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

公有財産の交換、譲与、無償貸付を市長が認めるに当たり、審査委員会、検討委員会等を設けてしっかりと議論し、市長が認めたことが妥当かどうかを審議して結論を出すということで。

議長（滝内久生君） 不規則発言はやめてください。

3番（鈴木 孝君） 市長が判断を間違ふということ防止することをもって、心配はないということで、意見とさせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） ほかに討論ありませんか。これをもって、討論を終わります。

御異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第77号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第10号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

11番 進士為雄君。

〔11番 進士為雄君登壇〕

11番（進士為雄君） 原案に対して賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思います。

予算というのは、皆さん御存じだと思いますけれども、確定しなければ予算計上ができないということはありません。例えば、災害復旧が起きたときに、その次の年に予算を計上するときに、まだ予算は国から決定されなくても予算計上はして予算を通して執行に当たってやるわけですね。

ですから、例えば、今、南伊豆が条例に対して可決されなかったと、しかし、予算というものは、だからといって、予算を計上してはいけないということにはならない。それは、毎年、新年度予算を見れば、確定したものが全てそのとおりに予算になるかということにならない。補助金申請なんかにおいても……。屁理屈ではありません。

議長（滝内久生君） 不規則な発言はやめてください。何度も言わさないように。

11番（進士為雄君） 何年も議員をやったり職員もやったことのある方であれば、当然分かりますけれども、予算というものはそういうものであって、全て確定しなければ予算計上できないということはありませんし、見込みの中で予算を組むということは当然あると思います。そういう角度から言っても、南伊豆の否定されたものは、いわゆる時期尚早とい

う言葉があったように、完全に否定したわけではないわけですから、そういう意味でいけば、この事業を推進していこうという立場からすれば、この予算は原案どおり賛成することが望ましいと私は思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、原案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、原案及び修正案、両方に対する反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、討論を終わります。

これより、議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

まず、本案に対する沢登英信君及び佐々木清和君から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、沢登英信君及び佐々木清和君から提出された議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第10号）に対する修正案は否決されました。

次に、原案について、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立多数であります。

よって、議第78号 令和4年度下田市一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、2時25分まで休憩します。

午後2時9分休憩

午後2時25分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第79号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第79号 令和4年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第80号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第80号 令和4年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第81号 令和4年度下田市集落排水事業特別補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第81号 令和4年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第82号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第82号 令和4年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第83号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第83号 令和4年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

議長（滝内久生君） 次は、日程により総務文教委員会に付託いたしました請願第3号、下田市議会総務文教常任委員会委員長 中村 敦議員の下田市条例制定請求署名活動に関する同議員の行動についての請願を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、2番 中村 敦君の退場を求めます。

これより、総務文教委員会における審査の経過と結果について、総務文教副委員長 鈴木 孝君の報告を求めます。

3番 鈴木 孝君。

〔総務文教副委員長 鈴木 孝君登壇〕

総務文教副委員長（鈴木 孝君） 総務文教委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決するものと決定したので、報告します。

1．議案の名称

1) 請願第3号 下田市議会総務文教常任委員会委員長 中村 敦議員の下田市条例制定請求署名活動に関する同議員の行動についての請願

2．審査の経過

12月15日、第1委員会室において、請願審査のため委員会を開催し、参考人として、請願者、小林弘次氏、紹介議員、佐々木清和議員、委員会条例第18条の規定により中村 敦議員の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由

1) 請願第3号 下田市議会総務文教常任委員会委員長 中村 敦議員の下田市条例制定請求署名活動に関する同議員の行動についての請願

「決定」賛成者なし、反対多数により不採択

「理由」請願者と中村 敦議員、双方の主張が食い違っており、議会において事実を明らかにすることは困難であると思われるため。

以上です。

議長（滝内久生君） ただいまの総務文教副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ございますか。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） まず、ここにあります決定の賛成者なしというのはどういうことだったのか。反対多数により不採択、そして、請願者と中村議員双方の主張が食い違っており、どのように食い違っていたのか、お尋ねしたいと思います。

そして、食い違っていたので、事実を明らかにすることは困難だと、なぜ困難だと判断したのか。食い違っていれば、食い違っていることをきっちりと問いただしていくということが委員会で求められるのではないですか。それぞれの、小林氏と中村氏のそれぞれを別々に聞いて意見が食い違っていたと、そうしたら、次にやることは、両者の立合いのもとに両者から意見を聞くというようなことも必要なことではないのでしょうか。そういうやるべきことをやらずに、困難であると、何で困難であるという結論を出したのか。委員会としての委員長としての責任をどう感じているのかと、こんな運営をして。市民が請願を出されて、議会に調査をしてほしい、困難だからやりませんよと、困難だから不採択だという、困難から不採択につながる根拠というのは何だ。そして、この審議の中には明政会の同僚議員もいるわけです。同僚議員が嫌疑をかけられているとしたら、それをきっちりたどって晴らすといえますか、ないならない、あるならあったできっちり謝罪をすると、こういうことが求められるのではないんですか、議員として、あるいは委員長として、そういう責務をあなたは果たしてきたと言えるのか、どう果たしてきたのか、お尋ねしたい。

議長（滝内久生君） 総務文教副委員長。

総務文教副委員長（鈴木 孝君） まず、最初の賛成者なしの理由ですが、議員がこの賛成、反対をするに当たって、中村議員と参考人の説明が食い違っているため、この委員会の場では賛成、反対の判断ができないという理由で賛成者がいなかったということです。

そして、食い違いはということなんですが、参考人からは、白浜で2名、そして、河内で1名、中村議員が署名活動をするなということを行ったと申しているんですけど、その報告を受けたというんですが、中村議員からは、署名、自分の意見というか、中村議員は住民投票条例制定請求の署名などやらないように指示をしたことはないということで、指示をさ

れたという、報告を受けたという参考人の意見と中村 敦議員の説明が、反対の市民の説明があったということで、食い違っていたということです。

そして、なぜ問いただすことが困難だということは、違いがどう違うのかが困難だったというわけなんです。委員会では、双方の説明を聞くだけで、実際にその市民の方を呼んで事実を確認することができないため、委員会では、細かい確かなところまで真実を突き止めることはできないと判断しました。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 賛成者なしの、今、退場されていった方々も、この件については、当委員会が鈴木 孝委員長が進めてきたやり方ではこの真実を確かめることができない、小林さんから聞いている、中村さんから聞いてというだけでは、真偽を確かめることができないということは明らかではないでしょうか。真偽を確かめることができないのに、何でそれが不採択ということになるのか。当然、継続審査をするなり、あるいは別々に呼んでいた者を同じ場所に2人を呼んで話し合いをしてもらおうとか、やり方はいろいろあるのではないのでしょうか。そういう努力もしないで、この不採択にするという、真実が明らかにできないから不採択だと、これが不採択の理由になるかと、委員長としてどういう判断をして、真実を確かめられないことイコール不採択だという論理になるんですか。当然それは継続審査になるんでしょう。真実を確かめるために継続しましょうと。何でそういう運営をしなかったのか、明らかにしていただきたいと思うわけであります。

議長（滝内久生君） 総務文教副委員長。

総務文教副委員長（鈴木 孝君） 今回のその請願に対する総務文教委員会では、例えば、中村議員とお話をされた方が、その市民の方に直接、話を聞いて真実を伺わなければならないということで、総務文教委員会の中ではそのようなことができないということで、両方、参考人と中村議員の説明を聞いて判断をするしかなかったという経緯があり、その説明を聞いての賛成、反対、棄権の判断だったと思います。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。3回目です。

13番（沢登英信君） おかしいのではないですか、それは。真実を見極めることができなかったら、当委員会として真実を見極めることができなかったと、そういう結論を出すべきでしょう。それが何で不採択になるんですか、採択だったり不採択になったりするんですか。真実が見極めなければ、採択も不採択もできないでしょう、委員会として。そこを何回も聞

いているんですよ。何で真偽を見極められないのに不採択になるんだと、そういう結論を出して、委員長としていいんだという判断をあなたはしているんですから。これは、不採択ではなくて、当委員会としては、双方の言い分が食い違っているんで、真実は見極められないと、それが現状の内容でしょう、当総務委員会の。それが何で不採択という結論になるのかと、おかしいんじゃないの、あなた、そこの論理が。しかも当委員会には明政会の議員もいるんですから、真実が分からないから不採択だという、そこら辺は答弁してやってくださいよ。委員長、答弁できないんだから。

議長（滝内久生君） 総務文教副委員長。

総務文教副委員長（鈴木 孝君） 中村議員の行った行動の事実関係を認定いただいて、それに対して必要な対応をしていただくことが今回の請願の願意だということなんですが、事実関係をこの委員会では認定できないということで説明を受けての不採択ということになりました。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ございますか。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ちょっと説明が私の頭の中で理解できないところがあるんですが、不採択とした理由、もう少し詳しく説明を市民に分かるようにしていただきたいということと、それから、中村議員が請願を審査された12月15日、総務常任委員会での弁明発言と同中村議員が12月8日の本会議における弁明発言に整合性がありません。整合性を欠き矛盾した発言だったと思いますが、このことをどのように審査されたのでしょうか、具体的に説明をいただきたいと思います。

それから、中村議員の整合性を欠いた矛盾した弁明発言の審査説明を怠った上での総務常任委員会の不採択の決定は極めてずさんな審議と思いますが、いかがお考えでしょうか。

以上3点、確認をさせていただきます。

議長（滝内久生君） 総務文教副委員長。

総務文教副委員長（鈴木 孝君） 不採択の理由は、先ほども申し上げましたとおり、請願者と中村 敦議員の双方の主張が食い違っており、議会において事実を明らかにすることが困難であるためという理由で不採択となっております。

そして、12月15日の常任委員会での中村議員の発言の整合性ということですが、その整合性の議論はございませんでした。

もう一つ、すみません、もう一度お願いします。

議長（滝内久生君） 佐々木議員、3点目を説明してください。最初の質問のときに、最後の部分に分からなかったので、言ってください。

6番（佐々木清和君） これは質問の回数に入れなくてください。

議長（滝内久生君） 入っていません。

6番（佐々木清和君） 中村議員の整合性を欠いた矛盾した答弁発言の審査解明を怠った上での総務常任委員会の不採択の決定は、極めてずさんな審議と思うんですが、いかがでしょうかというのが最後の私の問いでございます。

議長（滝内久生君） 総務文教副委員長。

総務文教副委員長（鈴木 孝君） 先ほども申し上げましたが、真相の解明をするには、かわった市民の方に事情聴取というか、細かいところまで聞いて真実を確かめなければならないということで、この委員会ではそういうことができませんので、事実を明らかにすることができなかったということです。

議長（滝内久生君） 傍聴人をお願いします。静粛に願います。

6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 今の答弁そのものがずさんであるというものの証明だと思うんですが、2番目の問いで、中村議員が審査された12月15日の弁明発言と12月8日の本議会における弁明発言に整合性がなかったんですが、これは本人に聞けば分かることなんですけども、どういう理由で違う発言をされたのか、このことを審査されたのでしょうか。これは町民、市民に関係なく本人に聞けば分かることだと思うんですが、本人にどういう問いをして審査をされたのでしょうか、されなかったのでしょうか。されなければ、されなかった理由を述べていただければと思います。

議長（滝内久生君） 総務文教副委員長。

総務文教副委員長（鈴木 孝君） 中村議員の発言のその整合性というものは、議論としてございませんでした。議論としてなかったので、そのまま何もなかったということです。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。3回目です。

6番（佐々木清和君） その答弁ですと、委員会のなぜ存立するか、意義が全然ないと思うんですけども、何のために議論、審議されたのか。それを明らかにしないと、これは中村議員そのものがなぜ違う発言をして、それが通ったのかということが問題だと思うんですね。最初の発言と2回目の発言が相当ずれております。そのことをなぜ問題にしなかったのか。

これは委員会の中で審査されたのでしょうかと、これ大事なことだと思うんですけども。表現が違うということは、これ議会に対して非常に責任のある問題だと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 総務文教副委員長。

総務文教副委員長（鈴木 孝君） いずれにしても、その真実を確かめることができなかつたため、議会において、それを突き止めることが困難であることをもって、その説明だけでは判断ができないので、不採択となったということですね。

議長（滝内久生君） 佐々木議員、もう少し具体的に細かく3回目の質問をしてくれますか。

6番（佐々木清和君） 難しい問題ではありません。

議長（滝内久生君） 端的にお願いします。

6番（佐々木清和君） 12月15日の委員会での中村議員の弁明と12月8日の本会議における弁明が食い違っているわけですね。これは、他の議員、市民に確認しなくても、中村議員そのものがなぜ違う発言をしたのか、その真意を審査してほしかったのですが、されたのでしょうかと、この簡単な問題です。本人になぜ矛盾した発言がなされたのか、その確認をされたのでしょうかというシンプルな質問でございますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 総務文教副委員長。

総務文教副委員長（鈴木 孝君） そのような質問はございませんでした。

議長（滝内久生君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、総務文教副委員長に対する質疑を終わります。お疲れさまでした。

以上で委員長報告と質疑を終わります。

これより、討論・採決を行います。

請願第3号 下田市議会総務文教常任委員会委員長 中村 敦議員の下田市条例制定請求署名活動に関する同議員の行動についての請願を討論に付します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

まず、本請願を採択することに賛成意見の発言を許可します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 請願第3号の本請願を採択すべきという立場から討論に参加をさせて

いただきたいと思います。

総務文教副委員長の鈴木さんは、この真実がどこにあるか解明できなかつたと、解明できなかったから不採択だと、ここにやはり論理の飛躍が大きくあると思うわけであります。地方自治法に基づいて、市民が当議会に調査をしてほしい、こういう請願が出されたわけですので、それを調査しなくていいんだと、こういう結論ではなくて、やはり真摯に調査をします、そして、調査をして、努力をして、その結果をお伝えをする、こういうことが必要だろうと思うわけです。そういう観点に立たずに、真実が分からないから不採択にするんだというこの姿勢は、まさに形式民主主義と言いますか。市民の要望を議会は切り捨てればいいんだ、こういう姿勢に立っているものだと思うわけであります。

したがって、当総務委員会が出した結論も論理に納得のいかない、そういう内容でございます。ぜひともこれは採択をして解明をする、こういう姿勢を追及することが必要であろうと思います。当然、別々に関係者を呼んで意見だけしか聞いてないわけですから、両名立会いのもとにお話し合いをしていただく。そして、どこに真実があるのか明らかにし、双方が納得をしていただく、こういう手続が当議会として必要だろうと思うわけです。それを切り捨ててしまうようなこの不採択の結論はすべきではない、採択をすべきだと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 請願第3号は不採択にするという立場から簡潔に意見を申し上げます。

審査の経過は、ただいま副委員長の鈴木さんが述べられたとおりであります。その結果、請願者の小林弘次さんと中村議員との間では、事実報告に大幅な違いがありました。そこで、私は、この案件については、委員会としても今後とも真実を求めることは不可能だと個人的には判断したわけであります。したがって、下田市議会として、この請願の願意である必要な手続のもと、検討することは難しいんだと、こう思うわけです。よって、この請願は不採択にすべきであると、こういう意見です。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 請願を採択すべき立場で討論をさせていただきます。

本請願は、請願者が本年11月28日に下田市議会に提出した本請願内容とほぼ同様の要望書が何ゆえか議会にも報告されず、もみ消されたことが請願の提出となっていることは明らかです。まず、市民の議会に対する要望をもみ消しにしてしまったことについての解明と、その責任を明確にすべきです。

議会は市長の公金の支出等、行政執行についてのチェック機関であると同時に、広く市民の要望、意見を反映する機関だと思えます。市議会に出され受理された市民の要望がもみ消されるという事態は、下田市議会の市民の信頼を失墜させる重大な事態です。このような背景のもとでの請願の提出となったことから、請願を不採択とすることなどは、市民に対する二重の誤りになると思えます。また、当事者である中村議員の二度にわたる弁明は、整合性を欠き、矛盾した弁明であると私は受けとめております。議会は請願者が求めている真相の解明を進める責任があります。

以上の理由によって、私は請願を採択すべきだと思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、討論を終わります。

採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものでありますので、本請願については、起立により採決をいたします。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、請願第3号 下田市議会総務文教常任委員会委員長 中村 敦議員の下田市条例制定請求署名活動に関する同議員の行動についての請願は、これを不採択とすることに決定

いたしました。

ここで、中村 敦君の入場をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 2 時59分休憩

午後 3 時00分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

発議第 6 号の説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、発議第 6 号 下田市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番 進士為雄君。

〔11番 進士為雄君登壇〕

11番（進士為雄君） 発議第 6 号 下田市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和 4 年12月19日

提出者 下田市議会議員 進士為雄

賛成者 下田市議会議員 沢登英信

同じく小泉孝敬

同じく鈴木 孝

同じく渡邊照志

同じく矢田部邦夫

同じく江田邦明

同じく進士濱美

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正により、議会が地方公共団体の機関から除外されたことから、下田市議会において、個人情報保護に関する条例を制定する必要性が生じたためでございます。

条文は第56条までありますので、概略を説明させていただきます。

まず、題名ですが、下田市議会の個人情報の保護に関する条例

第1章は、総則で第1条 目的から、第3条 議会の責務までを規定しております。

第2章は、個人情報の取扱いについて、第4条では、個人情報の保有の制限等から第16条 匿名加工情報の取扱いに係る義務までを規定しております。

第3章は、17条 個人情報ファイル簿の作成及び公表を規定しております。

第4章は、開示、訂正及び利用停止について、第18条 開示請求権から第46条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等までを規定しております。

第25条 開示の決定の期限については、法では30日以内となっておりますが、市の条例に併せ15日以内とします。

なお、第26条は、特例として、議員の改選後、正副議長がいない期間については日数に算入しません。

第30条は、個人情報の保護に関する法律施行条例に併せ、手数料は無料といたします。

第5章は、雑則で、第47条 適用除外から第51条 委任までを規定しております。

第6章は、罰則について、第52条から第56条まで規定しております。

附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行するということです。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 質疑はないものと認めます。

提出者は自席へお戻りください。お疲れさまでした。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 下田市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

発議第7号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（滝内久生君） 次は、日程により、発議第7号 下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止決議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） 発議第7号 下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止決議、上記の決議を下田市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和4年12月19日

提出者 佐々木清和

賛成者 沢登英信

提案理由

下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止を求めるため。

下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止決議

現在、松木市長が進めている庁舎移転計画は、旧稲生沢中学校を庁舎として改修し、隣接するグラウンドに3階建ての新庁舎を建設するというものです。

既に旧稲生沢中学校の校舎の改修のための設計業務は発注され、新築庁舎の設計業務についてもプロポーザルが実施され、9,000万円近い実施設計予算が執行されようとしています。この計画は、平成29年に制定された庁舎の位置条例に違反した違法な計画です。位置条例に違反する事務事業に公費の支出をすることは違法な支出となります。

以上の理由により、下田市議会は松木市長が進めている庁舎移転計画の中止と公金の支出の差し止めを決議するものであります。

令和4年12月19日

下田市長 松木正一郎様

以上です。

議長（滝内久生君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。質疑ございますか。

1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 発議第7号 A3のお配りされた決議の右側のページになります。

以上の理由により、庁舎移転計画の中止を併せて求めるような決議内容かと思えます。

議員は常に対案をもって臨むように私は考えているところでございますが、この決議が賛成多数で決議された場合、提出者並びに賛成者の議員の方は、どこの場所が庁舎を移転するのに最適か、それともこの場所に置いておくことが適切か、もしくは河内46番地の1に改めて建設することが適切か、どのような代案をお持ちかについて、関連となりますが、御質問をさせていただきます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ありがとうございます。もちろん、私は対案は持っております。ただ、今回、提示させていただいたのは、中学校をいかに活用するか、体育館をどうするか、新庁舎をどうするかの前の大前提です。ここの場所に設置する位置条例に違反しているのではないかと、これをクリアしないと、この先の問題は、対案があろうとなかろうと問題になりません。まず、この位置条例に対する私は問題提起をしているんですね。

添付資料にありますように、この場所は、中央に川が流れて、恐らく地番も変わっているはずですが。ここに多分、駐車場ができるという案だと思うんですけども、一体の土地という主張は認められておりませんので、位置指定に指定された地番以外のところに建てる法的根拠を求めるものであります。

条例に違反して、資料にありますように、執行されている新庁舎計画を多数で容認したからといって、違法性が正当化されるものではないと思っております。まして、庁舎の地番のところに市の職員の方の駐車場云々という資料がございましたけども、これも位置条例に違反する部分だと私は感じております。どうしても稲生沢中学校の校庭など新庁舎を建設するならば、庁舎の位置に関する条例の制定などの法的な手続を進めた上で実施されなければな

らないと思っております。

この私の主張に対して、法令をもって反論していただければお答えできます。将来の対案というのは、これがクリアしてからだと思っております。

ちなみに、なぜこういう質問をしたかといいますと、今までいろんな議員の方が位置条例に対して質問しておりますが、当局並びに市長は正確な答弁をしていただいております。これを機会に、私は、文書をもって、法的根拠を示していただき、こういう理由でこの建築する場所の位置条例についての整合性はこういうものであるということを文書で回答していただければ、この先、同じような議論は出てこないと思います。今までそういうことは聞いておりませんので。できれば、文書で市民が分かるような回答をいただければと思います。以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 参考資料のほうで読まさせていただいております。この3つ、この主なこの提案理由であったり法的根拠ということで記載がございますが、この理由の中で、3番というところが最終的に提案者の求めているところなのか。やはり代表地番で条例に明記するのではなく、現在、既存の中学校校舎を改修して使う場所が設計の段階で決まっているのであれば、条例として、その地番を明記することで、この事業が計画移転の中止ではなくて条例の整備を諮っていただきたいというのが重要な部分かどうかについてお尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 私がまずはっきりさせていただきたいというのは、位置条例の重みですね。平成29年に議会で認められたものをそのまま放置して、同じ近くの土地だからいいんだよというような論法で私は捉えておりますし、市民もそういう感じを受けておりますので、あえて提示をさせていただいたわけです。

したがって、今、江田議員が言われたような部分も私は頭の中にはございますが、基本的には位置条例を安易に考えて変えることは非常に大変なことだと思っております。そのことを指摘するために提案させていただいております。位置条例というのは、そういう軽い条例なのかということですね。ですから、必要であれば、法的手続を進めて実施されればよいと思うんですが、その手続がないまま進められていることに対する疑問提起でございますので。将来どうするかということは、市民の立場に立って、無駄な工事費用を節約して、今ある校舎を有効に使って、無駄なものはつukらない、そういう流れでいくことを私は考えてお

ります。ただ、そのスタートの前提となる位置条例を市当局並びに市長はどのような認識でおられるかということをお今回は提示をさせていただいたわけです。

以上です。

議長（滝内久生君） ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。お疲れさまでした。

お諮りいたします。

本案は、委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論・採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

12番 大川敏雄君。

〔12番 大川敏雄君登壇〕

12番（大川敏雄君） 発議第7号 下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止決議案に反対する立場でただいまから意見を述べさせていただきたいと思えます。

現在の下田市役所の位置条例は、市役所の位置を平成29年12月に下田市河内46番地の1に改正したものを、令和3年9月議会において、施行期日を令和7年度まで延長することを定めたものであります。

令和3年度に実施した旧稲生沢中学校の耐力度調査により、旧稲生沢中学校施設を新庁舎の一部としての利用が可能であることが判明し、経済性及び持続性を考慮して、旧稲生沢中学校施設を有効に活用していく方針となり、実は令和4年度の当初予算に旧稲生沢中学校校舎改修工事設計業務委託2,000万円が計上され、我々下田市議会は、本年3月議会におきまして、多数をもって可決されたわけでありまして、

その後、6月の議会におきまして、当局の答弁でございますが、位置条例の改正について、現条例における下田市役所の位置、下田市河内46番地の1は、新庁舎の本体を旧稲生沢中学校用地内に変更するため、今後、位置条例の改正をする手続をすることという表明を6月議

会でなされました。私はこれを了としたわけでありませぬ。

加えて、本年の6月の議会において、皆さん、先ほども出ましたけれども、この新庁舎の建設設計業務委託費を債務負担行為で、令和4年、令和5年の2か年で総額9,000万円を限度にして、令和4年度は、この6月議会では基本設計2,700万円、そして、令和5年度には実施設計として6,300万円、都合9,000万円を負担行為をして、なおかつ、令和4年度は予算として2,700万円を6月議会で計上されたわけだ。

加えて、この12月議会においては、この債務負担行為が変更されたわけだ。つまりは、総額9,000万円は変わりませぬけれども、基本設計部分について、2,700万円から本年度分は1,800万円と900万円減額され、なおかつ、令和5年度分には900万円足して7,200万円という一つの予算の修正とか見直しがされ、提案されたわけだ。この予算を総務文教委員会は真摯に審議をして、全員賛成をしたところだ。

そういう意味で、いわゆる条例の制定、予算の経過からして、これは、この今回のいわゆる決議は、私は妥当なものではない、こういうことで反対をいたします。

以上だ。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。ございますか。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 発議第7号に賛成の立場から発言をさせていただきます。

下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止決議でございませぬ。まさに条例を無視して進められているということは、皆さん、そのとおりでございませぬ。

くしくも大川議員が経過を説明をされました。平成29年の12月に河内46の1ほか、6筆だったかと思いますが、4,000平米、ここに庁舎を建てるんだということを福井市政の時代に決めて、この位置条例は制定がされました。そして、その施行令で期日が設けられ、4年間ですから、令和3年の9月議会でこの施行令の期日の延長がされたわけだ。したがって、46外1のこの場所に建てるということは変わっていない。中学校用地は100番地の1外になるかと思うわけだ。そして、なぜこの時点で加えられなかったのか、稲生沢中学校が存在していたからだ。中学校として行政財産である中学校が運営されているものを庁舎の用地として設定することはできない。瑕疵ある決定となっているわけだ。このことは、令和3年の9月の議会においても私は指摘をしてまいりました。これは

瑕疵ある位置条例の設定だと、条例の中に定められている地番、46の1というのは代表地番かもしれませんが。しかし、その全体の地番の中に中学校用地が定められていないのに、そこを使うとって、そこに建てるというのは、条例が齟齬のある、間違いのある条例だと、条例になってない。したがって、それを訂正をしなさい、令和4年の6月に本体を改正をするという具合に当局は言っていたと大川議員は言っているわけでありますが、令和3年の9月から指摘してきたにもかかわらず、代表地番を表現をしているのであるので、これでいいんだという答弁を当局は繰り返してまいっているわけであります。位置条例が間違っているということは明らかであります。予算が執行されているから位置条例は間違っているでもいいんだというような大川議員のこの議論が成り立つはずがないわけです。間違っているものは直ちに直さなければならない。そのような姿勢さえない中で、今、中学校の建設が前だけ向いて進められている。日程だけ決めて、それに併せてやっているというような事態になっているかと思うわけであります。改築棟は2,000万円余で池田建設が、新築棟と言われるほうは、株式会社SUEPがやるんだ、同じ庁舎を2業者が分担をしてやる、こんなちぐはぐな事態も引き起こしてまいっているのではないのでしょうか。そういう状態の中では、経緯は無視することができないにしても、中止をしてきっちりと整理整頓をして、再度、進めてまいることが必要であります。

その第一は、やはり位置条例が間違っているのですから、その位置条例を訂正をする、あるいは位置条例を改廃をして、とりあえずでき上がってから新たに位置条例をつくるという方法と、今既に位置条例があるわけですから、中学校の用地を、現在では中学校、廃校になっておりますので、条例の地番にきっちりと付け加えるという手続が当然、必要であります。その手続をせずに放置して、中学校用地を使って、これでいいんだ、そうであれば、位置条例の持っている条例の意味は何か、どうでもいい条例だ、こんなことになってしまうわけがあります。したがって、位置条例をきっちりと早急に改正をする、現状に合ったような改正をするということは早急に求められていることであり、これを機会に、庁舎の在り方の進め方も中止をして振り返って見直す、そして、スタートをしていくということがぜひとも必要だと思いますので、この中止の決議は可決されるべき内容のものであります。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。ございますか。

1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1 番（江田邦明君） 発議第 7 号に対し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私の前段で賛成討論をされた沢登議員が申し上げた条例の改正又は改廃、そのことについては、私も実施計画の改善という意味では必要かと考えます。しかしながら、この発議、庁舎移転計画の中止、この移転計画の中止という言葉が非常に重たく、この決議を議会が決議したとき、10年以上、庁舎建設でさまよっている下田市、それを感じている市民の方々、そのことが非常に不安に感じるところでございます。

また、あるものを使って安く建設する。また、昨今の本会議の中では、千年降雨量にこだわって、建設費が高くなるのであれば、また違った議論も必要ではないかといった議員の意見もございます。

そうした課題を解決していくには、やはり旧稲生沢中学校校舎、または現在、体育館の活用についても検討されているところでございます。そして、令和 7 年度に期限を迎えます緊急防災・減災事業債の活用、といった意味では、この庁舎移転計画の中止を求めるのではなく、移転計画に沿った条例の改正を議会としては求めていくべきと考えます。

よって、庁舎移転計画の中止決議に関しては反対とさせていただきます。

以上です。

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、反対意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 次に、賛成意見の発言を許します。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（滝内久生君） 起立少数であります。

よって、発議第 7 号 下田市役所の位置に関する条例を無視して進められている庁舎移転計画の中止決議は否決されました。

次に、日程により、産業厚生委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

産業厚生委員長から、お手元に配付してありますように、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

産業厚生委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（滝内久生君） 御異議はないものと認めます。

よって、産業厚生委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長（滝内久生君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和4年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後3時34分閉会